

食品安全委員会（第550回会合）議事概要

日時：平成27年2月24日（火） 14：00～15：03

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道6名、行政機関2名、一般1名

議事概要

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）にクロルスロン試験法を追加すること

→厚生労働省から説明。

本件については、新たに開発された試験法を追加するものであり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 5品目

- | | |
|------------------|--------------|
| [1] 1,3-ジクロロプロペン | [2] テブコナゾール |
| [3] ビシクロピロン | [4] フルピラジフロン |
| [5] ベンゾビンジフルピル | |

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

「1,3-ジクロロプロペン」、「テブコナゾール」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、農薬専門調査会で審議することとなった。

また、「フルピラジフロン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

「ビシクロピロン」、「ベンゾビンジフルピル」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「ジメトリダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集
について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワ
タ1910系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について
・「牛及び豚に使用するセフチオフル製剤に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会に依頼することとなった。

(6) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・微生物・ウイルス「豚の食肉の生食」に係る食品健康影響評価につ
いて

→事務局から説明。

「① 豚の生肉や内臓には、内部までE型肝炎ウイルス（HEV）や寄生虫などの危害要因が存在することから、リスクが高く、生食を禁止することは妥当。

② 厚生労働省の想定している63℃30分の加熱条件はリスクの低減に一定の効果があるが、HEVの加熱抵抗性に係る知見は限られており、一律の加熱殺菌条件は示すことはできない。

③ 調理時には、家庭においても現実的なより高い温度での加熱や、生の豚肉と他の食品との交差汚染を避けることが重要。

④ 野生鳥獣の食肉（いわゆるジビエ）についても、豚肉と同様に

リスクが高く、十分な加熱を徹底することについて、リスク管理機関において適切な対応が重要。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。